

特恵関税制度の見直し

平成 28 年 11 月 24 日
関税・外国為替等審議会
関 税 分 科 会
財 務 省 関 税 局

1 特恵関税制度の見直し

1. 現行制度の概要

(1) 特恵関税制度とは

特恵関税制度は、開発途上国を支援する観点から、途上国の輸出所得を増大させ、工業化を促進し、経済成長を加速させるため、開発途上国を原産地とする特定の輸入物品に対して、一般の税率よりも低い特恵税率を適用する制度である。特恵関税制度の対象は 143 か国（地域を含む。以下同じ。）であり、これらの国のうち、後発開発途上国（LDC）47 か国に対しては、特別特恵関税制度として、より低い税率を適用するなどの特別措置を講じている。

1968年にUNCTAD（国連貿易開発会議）総会で合意され、GATT（関税及び貿易に関する一般協定）第1条に規定されている最恵国待遇の例外として、GATTにおいて1971年に10年間のウェイバー（義務免除）が決定され、また、1979年の決定（いわゆる授權条項）によって、恒久的に最恵国待遇の例外とされている。

(2) 特恵関税制度に係るWTOルール

特恵関税制度の導入、対象品目、特恵税率の水準等については各先進国の裁量に委ねられており、開発政策や国内産業保護等の観点から判断される。ただし、原則的に、同様の状況にある全ての途上国を無差別に取り扱わなければならない、「同様の状況」の判断については、開発上、資金上及び貿易上の必要性の観点からの客観的な基準が必要である。

(3) 一般特恵関税の適用除外・卒業制度

① 特恵受益国からの除外（全面卒業）

特恵関税制度においては、平成12年度より全面卒業制度を設けている。具体的には、世界銀行統計で3年連続して「高所得国（注1）」に該当した国については、先進国並みの経済発展を遂げた国として特恵対象から除外することとしている。

（注1）基準となる国民総所得の水準及び該当国は、毎年公表されており、2016

年においては、2014年時点で1人当たり国民総所得が、
\$ 12,736以上の国が「高所得国」、
\$ 4,125超\$ 12,736未満の国が「高中所得国」、
\$ 1,045超\$ 4,125以下の国が「低中所得国」、
\$ 1,045以下の国が「低所得国」とされた。

② 高所得国に係る特惠適用除外措置（部分卒業）

前年に世界銀行統計の「高所得国」に該当した国について、全面卒業までの経過措置として、国際競争力の高い商品につき、国・品目を政令で指定して同制度の適用対象から除外することとしている。その基準は、「国別・品目別特惠適用除外措置及び高所得国に係る特惠適用除外措置の適用基準」（財務省告示）において、ある特惠受益国（LDCを除く）の商品であって、前々年の輸入額が10億円超、かつ、同一商品の総輸入額に占める割合が25%超であること、とされている。この基準を満たしたものは特惠関税制度適用の対象から1年間除外される（次年度に再度要件を満たせば延長）。

③ 国別・品目別特惠適用除外措置

開発途上国の商品であっても、国際競争力の高いものは国及び品目を政令で指定して同制度の適用から除外することとしている（国別・品目別特惠適用除外措置）。その基準は、「国別・品目別特惠適用除外措置及び高所得国に係る特惠適用除外措置の適用基準」（財務省告示）において、ある特惠受益国（LDCを除く）の商品であって、過去3年間の平均で、輸入額が15億円超、かつ、同一商品の総輸入額に占める割合が50%超であること、とされている。この基準を満たしたものは特惠関税制度適用の対象から3年間除外される（再度要件を満たせば延長）。

（4）特惠関税制度の見直し

我が国の特惠関税制度は、1971年（昭和46年）の導入以降、10年ごとに4度延長されてきたが、従前より適用期間内においても必要に応じて改正を行ってきた。現在、前回の平成23年度の改正から5年が経過していることから、現行制度の実施・適用状況について調査を行い、見直しの検討を行うこととした。

2. 検 討

(1) 一般特惠関税制度の適用実績

現在の特惠対象国の中でも、いわゆる新興市場国は経済発展を遂げ、一定の所得水準に加え、近年、国際貿易において一定の輸出競争力を有するに至っている。また、我が国との貿易量の大きさやその輸出競争力を背景に、我が国の特惠関税制度の恩恵の多くを享受しており、特惠制度の適用実績をみると、その便益を享受している国が一部の高中所得国に偏在している状況にある（注2）。

（注2）平成27年度の一般特惠輸入額

高中所得国：約1兆320億円 低中所得国及び低所得国：約390億円

諸外国の動きをみると、2014年から2015年にEU及びカナダが、高中所得国を特惠対象から除外する制度改正を実施している（注3）。

（注3）EU及びカナダの制度改正

- ・EU：2014年1月より「3年連続で高中所得国に該当した国」等を特惠対象から除外（特惠対象国数：177→85）。
- ・カナダ：2015年1月より「2年連続で高中所得国に該当した国」及び「2年連続で世界の総輸出額の1%以上のシェアを占める国」を特惠対象から除外（特惠対象国数：175→103）。

(2) 特惠対象国の範囲

こうした状況を踏まえ、開発途上国の輸出産業の振興という特惠関税制度の趣旨に鑑みれば、より必要とする国に対し特惠制度の恩恵を行き渡らせるために、特惠の対象国の範囲を見直すことが適当であると考えられる。

具体的な方法としては、高中所得国を特惠の卒業対象に追加することが考えられる。その場合、現時点の統計によれば、ブラジル、トルコ、中国、南アフリカ、タイ等50か国が該当することとなるが、一度に50か国を卒業させることは少なからぬ影響が生じることが予想されることから、世界貿易における輸出競争力に着目し、①一定の所得水準に達するとともに、②世界貿易において十分な輸出競争力を有している国を新たに特惠関税の卒業の対象とすることが適当ではないか。

(3) 卒業要件の追加

具体的な要件としては、特惠関税制度の趣旨、WTOルールとの整合性、

諸外国の制度等を踏まえ、上記①については世界銀行統計の「高中所得国」以上に該当すること、②については「世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が一定以上であること」とし、①と②の双方に該当する国を全面卒業制度の対象国に加えることが適当ではないか。

②の具体的な水準については、先進各国の輸出額の水準を踏まえ、十分な輸出競争力を有していることを判断する基準として「1%」とすることが適当ではないか。なお、カナダも「世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が1%以上であること」を世界銀行統計の所得基準に加えて別途設定している。

また、制度の安定性及び関係者の予見可能性の確保の観点から、現行制度と同様、①と②の要件に3年連続して該当した国を特惠対象から除外することが適当ではないか。

(参考) 現在の所得及び輸出額の水準が維持されとした場合、新たに卒業要件に該当することとなるのは、ブラジル、マレーシア、メキシコ、中国、タイの5か国。

(4) 部分卒業の見直し

また、全面卒業までの激変緩和措置である部分卒業制度についても、現在の制度同様、対象国については全面卒業と同じ要件を用いることとし、世界銀行統計の「高中所得国」に該当し、かつ世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が1%以上である国を対象国に加えることが適当ではないか。

また、部分卒業は農水産品、鉱工業品共に品目番号9桁単位で適用されているが、品目毎の国際競争力を的確に把握する観点から、国別・品目別特惠適用除外措置(注4)と単位を揃え、農水産品は品目番号9桁単位、鉱工業品は品目番号4桁単位とすることが適当ではないか。

(注4) 国別・品目別特惠適用除外措置では、平成15~22年度の間は農水産品・鉱工業品共に品目番号9桁を用いていたが、平成23年度改正の際、「製品毎の国際競争力の実態をより把握しやすい」ことから鉱工業品については品目番号4桁単位に見直された。

(5) その他

卒業要件の見直しに当たっては、我が国の事業者・消費者及び卒業国の経済に与える影響の緩和、また円滑な制度移行のため、経過措置を設けることが必要であると考えられる。

このため、新しい要件での卒業実施時期については、制度の十分な周知を図るとともに、関係者が必要な対応をとれるよう、部分卒業は平成30年度、全面卒業は平成31年度とすることが適当ではないか。

なお、経過措置期間中、必要に応じ、個別品目の税率の再検討について物資所管省庁と議論していくことが適当と考えられる。

3. 改正の方向性

特恵関税制度の全面卒業要件について、現行の要件に加え、3年連続で

- ①世界銀行統計の「高中所得国」以上に該当すること
- ②世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が1%以上であること

のいずれにも該当することを追加することが適当ではないか。

上記の見直しに併せ、部分卒業の対象国の要件について、

- ①世界銀行統計の「高中所得国」に該当すること
- ②世界の総輸出額に占める当該国の輸出額の割合が1%以上であること

のいずれにも該当することを追加することが適当ではないか。

新しい要件での卒業実施時期については、部分卒業は平成30年度、全面卒業は平成31年度とすることが適当ではないか。

2 平成 29 年度の特恵除外措置の適用

1. 特恵受益国からの除外（全面卒業）

1. のとおり、特恵関税制度においては、3年連続して該当した国は、特恵関税の適用対象から除外することとしている。

平成 26 年から平成 28 年までの3年間の世界銀行統計で連続して「高所得国」に該当したのは、ウルグアイ、セントクリストファー・ネイビス、チリの3か国であった。

2. 高所得国に係る特恵適用除外措置（部分卒業）

平成 27 年において、上記の高所得国に係る特恵適用除外措置基準に該当したのは、アルゼンチン産の農水産品 1 品目（ぶどう搾汁）（輸入統計品目番号（9 桁）ベース）であった。

3. 国別・品目別特恵適用除外措置の対象の追加

平成 25 年から平成 27 年までの3年間で、上記の国別・品目別特恵適用除外措置基準に該当したのは、中国産の農水産品 17 品目、中国産の鉱工業品 372 品目及びタイ産の鉱工業品 2 品目（いずれも輸入統計品目番号（9 桁）ベース）であった。

4. 改正の方向性

ウルグアイ、セントクリストファー・ネイビス、チリの3か国を特恵関税制度の対象から除外することが適当ではないか。

高所得国に係る特恵適用除外措置基準に該当したアルゼンチン産の農水産品 1 品目（ぶどう搾汁）については、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで特恵税率の適用の対象から除外することが適当ではないか。

国別・品目別特恵適用除外措置基準に該当した品目については、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで特恵税率の適用の対象から除外することが適当ではないか。